

新しい公益法人制度対話フォーラム ～寄附を通じた民間公益活動の活性化～ 【概要】

1 開催概要

- 開催日時：令和7年12月10日（水）13:00～15:40
- 開催場所：国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟大ホール
（東京都渋谷区代々木神園町3-1）
- 主催：内閣府
- 参加者：会場参加133名、YouTube視聴参加356名（登録数）

2 内容

- (1) 開会挨拶 黄川田仁志 内閣府特命担当大臣（ビデオメッセージ）



- (2) 基調報告 高角 健志 内閣府公益認定等委員会事務局長
公益法人行政担当室長

【報告内容】

1. 制度改革の「いま」
 - ・ 令和6年度改革の「これまで」と「これから」
 - ・ 公益法人・公益信託制度の変遷
 - ・ 令和6年度公益制度改革～民間公益活動の活性化に向けて～
 - ・ 新しい公益信託制度
 - ・ 制度改革の「成果」
 - ・ 公益行政のミッション・課題
2. 民間公益活動と「寄附」
 - ・ 寄附の促進・寄附文化の醸成を通じた民間公益活動の活性化
 - ・ 寄附を促進する上で必要と考えられる要素
 - ・ 寄附者目線でのアプローチの必要性

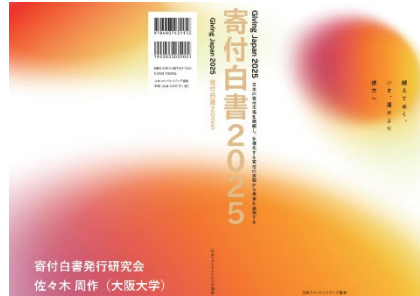


(3) 講演 佐々木周作 『寄付白書 2025』 寄付白書発行研究会委員
大阪大学感染症総合教育研究拠点
行動経済学ユニット特任教授



「寄付白書」について

- ・ 日本の寄付市場の最新動向
- ・ ふるさと納税は「寄付」なのか?
- ・ 寄付のような行為の広がり
- ・ 個人の寄付意識の変化
- ・ 法人寄付の現状と課題



(4) パネルディスカッション
テーマ「寄附文化の醸成」

【パネリスト】

岸本 幸子
公益社団法人パブリックリソース財団代表理事



シェーファー 平ダーヴィッド
三井住友銀行プライベートバンキング企画部 部長
一般社団法人グラミン日本業務執行理事



三浦 美樹
公益財団法人 Will for Japan 代表理事
一般社団法人日本承継寄付協会代表理事



山田 泰久
公益財団法人日本非営利組織評価センター業務執行理事



【コーディネーター】

黒田 かをり
内閣府公益認定等委員会委員



① プレゼンテーション

② 自由討議

～寄附を通じた民間公益活動の活性化～

- ・寄附に関するトレンドやニーズの把握、相談・アドバイザーとしての取組
- ・寄附を受けて活動を行なっている非営利法人の取り組み例
- ・寄附の拡大における課題

(5)閉 会

3 パネルディスカッションでの主なコメント

○寄附に関する現状、寄附者のニーズ等

- 推計される年間相続財産は約 50 兆円。金融資産の 7 割を 60 歳以上が保有。
→ 老老相続による相続財産の不活用、相続による地方から都市圏への資産流出などが課題。
→ 遺贈寄附が増えることで、社会課題解決に回るお金が増えるのではないか。
- 株式による寄附のニーズが大きい（特にオーナー企業の株主など）。
- 地域を限定して寄附を行いたい（地域の中で資金を循環させたい）というニーズが増加傾向。

○寄附の受け入れに向けた公益法人等の取組

- 寄附者の性質（個人か企業かなど）に応じた戦略的な情報発信が重要（例えば、個人の寄附であれば共感を得られるようなストーリーテリング、企業の寄附であればデータに基づいた説明を行うなど）。
- 寄附者の成功体験（寄附してよかったと思われるよう、寄附者に対して事業成果を報告するなど）が重要。
- 社会課題（ニーズ）を把握しており、こうした社会課題解決のためのシーズや戦略を持っているということが重要ではないか。

○事例・ユースケース等

- オリジナル基金（冠基金）：社会変化に応じて柔軟に社会課題の解決を支援することが可能。
- 日本版 DAF (Donor Advised Fund)：寄附の段階で税制優遇を受けつつ、寄附財産を運用することで育てるとともに、信頼性ある団体の中から寄附者の意思を反映して助成することが可能。
- 有価証券管理信託：実質的な株式の保有を継続しながら、自社株からの配当金を財団に帰属させ、社会貢献活動に充てることが可能。

○寄附の拡大に向けた課題等

- 寄附に当たっての情報格差が大きい（寄附者が寄附先の信頼性、寄附金の用途等を把握することは難しい）
→ 寄附や支援につながるよう、NPO等の信頼性の見える化や、寄附のインパクト（寄附によりどのような社会課題の解決につながったか）を具体的に

示していくことが重要。

- 株式等の現物資産による寄附をやすくするための環境が整備されるとよいのではないかと。(税制上のインセンティブでソーシャルセクターに向かう資産を増やす余地があるのではないかと)
- 財団の合併等を通じて、活動の継続が困難になっている財団に眠っている財産を有効活用するということもあり得るのではないかと。
- 寄附者(委託者)の存命中は収益等を寄附者等に帰属させ、寄附者の死後は残った財産を公益事業に用いる Charitable Remainder Trust (残余公益信託)のような仕組みを設けられるとよいのではないかと。
- NPO法人、公益法人、社会福祉法人など様々な非営利組織が存在するが、政府の担当部署が分かれている。担当部署が横串で連携して情報発信していかないとよいのではないかと。

(文責：内閣府公益法人行政担当室)

